

防衛省の建設工事について

— わが国の安全保障基盤を創る —

防衛省整備計画局施設計画課長 江原 康雄

1. はじめに

防衛省・自衛隊は、わが国の平和と安全を守るため、昼夜を問わず活動しており、駐屯地・基地等の防衛施設は国の防衛の拠点として、また、災害派遣の拠点として重要な役割を担っている。防衛省の建設工事は、これらの防衛施設の安定的な整備により自衛隊等の活動を支え、わが国の平和と安全を守ることにつながるものである。

国民の皆様には防衛省・自衛隊をより身近に感じ、日々の活動に理解をいただきたいと願う一方、駐屯地・基地等の敷地内にある防衛施設は外部から見えないことが多く、どのような施設があるのか、どのような工事が行われているのかを知っていただく機会は多くない。そこで、本稿では防衛施設に対する理解の一助となるよう、防衛施設とそれを整備する建設工事について紹介したい。

2. 防衛施設の建設工事

防衛省では、事務庁舎や宿舎などの一般的な施設から、格納庫、管制塔、飛行場施設、港湾施設、燃料施設などの特殊な技術を要する施設まで、全国各地に所在する駐屯地・基地等において、多種多様な施設を整備している。その整備規模も、新たな部隊配備に伴う駐屯地の新設のための敷地造成や給排水設備工事、滑走路の移設などの大規模事業から、施設の老朽化更新など小規模事業まで様々である（写真-1）。

部隊配備が広範囲に及ぶ関係上、山間や離島などのへき地での工事もあり、特に困難が見込まれる工事は、発注に当たり「難工事」に指定し、施工実績を高く評価するという取組みを行っている。

なお、歴史的建造物を改修・復元等して公開している施設（東京裁判の法廷となった大講堂などを移設・復元した防衛省市ヶ谷地区内の市ヶ谷記念館、海軍の

歴史に関する資料を展示している広島県江田島市の海上自衛隊第1術科学校にある教育参考館（大講堂はNHKドラマ「坂の上の雲」の撮影にも使用）、陸軍兵舎を改修し史料館として公開されている陸上自衛隊新発田駐屯地の白壁兵舎広報史料館など）、広報施設としても広く親しまれている施設（広島県呉市の海上自衛隊呉史料館：愛称「てつものくじら館」、埼玉県朝霞市の陸上自衛隊広報センター：りっくんランドなど）のようによく知られた防衛施設も存在する。

3. 防衛施設に関する最近の取組み

（1）防災・減災、国土強靱化

平成30年12月、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定され、防衛省として、防災のための重要インフラ等の機能維持の観点から、自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策や自衛隊施設に関する緊急対策に集中



写真-1 防衛施設の例

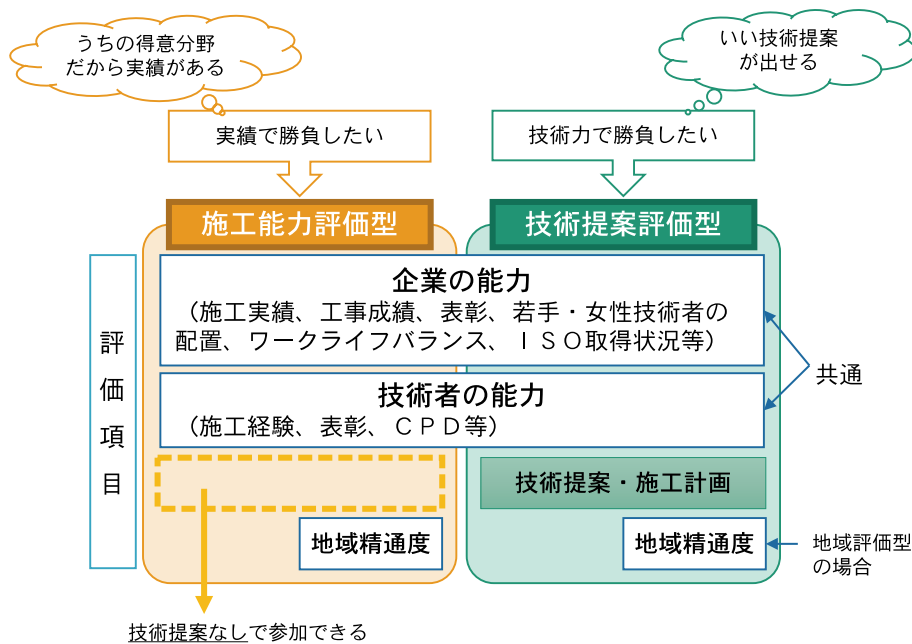


図-1 総合評価落札方式の類型

的に取り組んでいる。平成30年大阪北部地震等を踏まえ、約110施設の自衛隊施設の敷地境界にあるブロック塀等の撤去およびフェンス整備を実施するほか、自衛隊施設については、耐震化対策に係る整備を約10施設、老朽化対策に係る整備を約40施設および電力供給能力向上に係る整備を約30施設実施することとしている。

(2) 隊員の生活・勤務環境改善

全国の駐屯地・基地等に所在する庁舎、隊舎などの建物約24,000棟のうち、2割を超える約6,000棟が築50年を経過し、今後も毎年200～300棟のペースで老朽施設が増えていく見込みである(生活・勤務環境に関連する施設に限っても、毎年100棟前後増えていく見込み)。

防衛省では、防衛力を支える人的基盤の強化を目的として、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図る観点から、平成30年12月に策定された中期防衛計画において、必要な隊舎・庁舎の確保および建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策および耐震化対策を推進することとしている。

具体的には、生活関連施設(隊舎、食堂・厨房、浴場、ボイラー、体育館、プール、厚生施設)と勤務環境改善施設(庁舎、警衛所、消防署、各種整備工場)を対象として、老朽化・耐震化対策を図り、計画的に整備を推進する。

これに伴い、平成30年度より全国の駐屯地・基地等において隊舎・庁舎の建て替え工事や各種施設の改修工事等の発注を行っている。

4. 防衛省建設工事の入札・契約手続

(1) 現行の入札・契約手続

防衛省では、年間約600件、約2,000億円規模の建設工事を契約しており、他の公共工事発注機関と同様に、原則として総合評価落札方式を適用している。公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)における価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならないとの基本理念に従ったものである。また、広く競争参加者を募るため、指名競争によらず一般競争入札を適用している。しかし、オリンピックの競技施設等建設による特需や災害復旧対策、民間需要の堅調などによる技術者不足に加え、建設業の担い手不足を背景として、防衛省発注工事でも不調・不落や一者応札が目立っており、全工種平均の応札者数は3者程度にとどまっているのが現状である。

そこで、入札・契約手続の透明性・公正性や建設工事の品質を確保しつつ、防衛施設の整備を安定的に行うため、令和元年7月から、入札に参加しやすい環境づくりを目指し新たな総合評価落札方式の適用を開始した。新制度のポイントは

次のとおりである。

① 総合評価落札方式の類型と評価項目の整理・統合

運用上生じた課題を部分的に修正しながら発展させてきた結果、従前、防衛省で適用していた総合評価落札方式にはいろいろな型式が存在し、それぞれ評価項目や配点が異なっており、初めて防衛省の入札に参加する企業はもちろん、何度も参加経験のある企業でも、入札参加の申請に当たって、何に重点を置いて技術資料を作成したらよいか迷う複雑な制度となっていた。そこで、全ての工事で評価する企業の能力や配置予定技術者の能力については評価項目と配点を共通化した上で、過去の実績を評価する「施工能力評価型」と、個別工事に対する技術提案能力を評価する「技術提案評価型」に二分化することとした(図-1)。

② 参加資格の緩和

これまで経験したことのない規模の工事にチャレンジしてみたい企業や、入札に参加する意欲はあるのに参加条件を満たす技術者が配置できない企業の競争参加を可能とするため、施工実績についての参加資格を緩和している。企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、配置予定技術者に求める施工実績は企業に求めるものの50%程度を目安としており、特に、経験の少ない技術者が配置可能になるとともに、次回以降の工事で経験のステップアップを図ることが可能となる(図-2)。

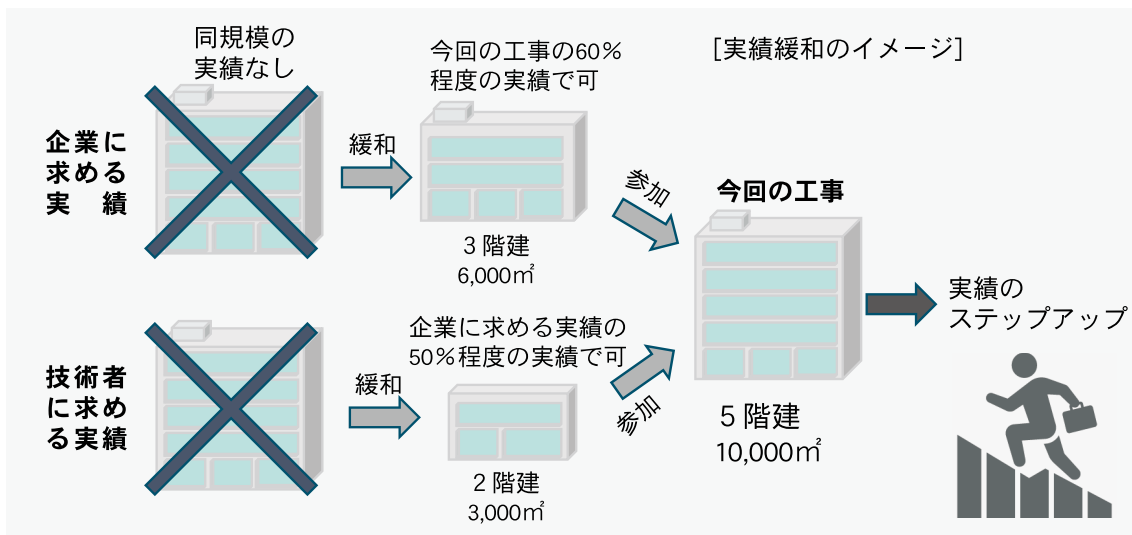


図-2 参加資格の緩和

なお、併せて発注する工事と同規模の施工実績について総合評価で加点評価できることとし、技術力の高い企業が不利にならないよう適正に評価している。

③施工実績の適切な評価

企業の施工能力を評価するにあたり、防衛省（地方防衛局）が発注した建設工事の施工実績を有する企業を高く評価しているほか、他省庁や地方公共団体、民間の発注工事についても施工実績の有無や工事成績により、加点評価をしている。

また、令和元年度の制度見直しにより、工事成績の評価に当たって対象期間の工事成績平均ではなく、競争参加者が選んだ工事3件を対象とする方式を採用している。特に、土木工事においては、工事成績平均を求めるために必要な「工事成績の相互利用」（参加登録をした省庁等が、発注した工事の施工内容や工事成績評定等をデータベース化し、技術的能力の審査において活用する制度：公共建築工事で採用）に相当するものが存在しないため、この方式の採用によって、評価対象となる工事の範囲を拡大した。

④技術提案の適切な評価

従前、技術提案の評価において参加者間に差がつきにくい状況となっており、契約相手方選定の決め手となるはずの技術提案能力を適切に評価できていないとの課題が見られた。今般、評価点に差がつきやすい採点方法に見直し、特に優れた提案と優れた提案の差を明確にして、技術提案の有効性や企業の意欲を適切に評価できるようにした。

⑤適正な積算

防衛省の積算価格は、原則として公表

している積算基準等に基づき算出するが、発注者の積算価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる工種等がある場合には、見積を反映させる見積活用方式を試行している。入札不調となり再度公告をする建設工事のほか、入札不調等が発生している近隣地区での工事の発注に当たっては、積算と乖離が予測できる工種等を含む工事について、当初発注の段階から見積りの活用を積極的に採用している。

また、工事請負契約締結後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、入札時に発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が当該数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することにより、工事請負契約締結後、当該積算数量に疑義が生じた場合に、入札時積算数量書に基づき受発注者間で積算数量に関する協議を行う入札時積算数量書活用方式の試行を行っている。

⑥予備自衛官等の評価

防衛施設の建設工事の施工に当たり、駐屯地・基地等への立入申請や、当該駐屯地・基地等で活動する部隊の運用に合わせた施工スケジュールの管理など特別な事情に戸惑う企業も見られる。発注機関の技術系職員が監督官として部隊等との調整にあたるため、初めての企業でも施工に支障はないとはいえ、受注者側が部隊の事情に通じている方が円滑な施工が期待できる。そこで、予備自衛官等（予備自衛官および即応予備自衛官）を自衛隊施設の建設工事で現場配置する場合、自衛官在職時に得た駐屯地等の事情（部隊の運用等）に関する知見を駐屯地等と

の調整に活かすことにより品質確保に寄与することを期待し、総合評価において加点評価することとしている。

⑦担い手確保・育成に向けた取組み

総合評価落札方式では配置予定技術者の施工経験を評価するため、施工経験の少ない若手技術者を配置する企業は競争上不利になる。しかし、長期的な担い手確保の観点からは、若手技術者を配置し経験を積ませることが望ましいため、若手技術者の配置を加点対象としている。また、女性が更にスキルアップできる環境を整えるため、女性技術者を配置する場合も加点する。

(2)建設業の働き方改革の推進

建設業の働き方改革の具体的な施策として、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保、施工時期の平準化やICTを全面的に活用したi-Constructionの取組み、書類の簡素化等による生産性の向上が求められていることを受け、防衛省においては、以下のような各種施策を実施している。

①週休2日制工事の試行

建設業においても令和6年4月から、労働基準法に基づき時間外労働の上限が罰則付きで適用されることを踏まえ、長時間労働の是正が必要となっている。防衛省では、平成29年度から週休2日制工事を試行しており、平成30年度は100件以上を試行、令和元年度以降も拡大に向けて取り組んでいく。週休2日制工事を実施する場合の労務費等の補正や、達成した場合の工事成績評定の加点評価などを行っている。

②情報共有システムの試行

生産性向上に係る取組みとして、平成30年度より情報共有システムにより、受発注者間でのスケジュールの確認および工事帳票（工事打合せ簿等）の作成・発議等をシステム上で実施し、業務の効率化を図っている。平成30年度に約60件を試行、令和元年度以降も拡大に向けて取り組んでいく。

③工事関係書類の削減・簡素化

工事受注者の作成する書類の省略・簡略化を実施、併せて「建設工事等標準書式集・記載例集」を防衛省ホームページに掲載し、受注者の負担軽減を図っている。

（3）安全保障

政府調達に関する協定（WTO協定）の対象となる建設工事の発注に当たっては、外国企業に国内企業より不利でない待遇を与える無差別待遇が求められるため、外国における工事を施工実績として認めなければならないのが原則である。

しかし、防衛省が発注する建設工事は、その多くが自衛隊施設や在日米軍施設を施工場所とするため、当該施設を管理する部隊等の規則に基づき立入手続の実施が求められる。加えて、施工期間中は工事関係者や車両が駐屯地・基地等に多く立ち入り、期間も長期に及ぶことから、不法行為を目的とした者が紛れ込んでいた場合のリスクも大きなものとなる。これらを踏まえ、平成30年度より、WTO協定の対象であっても、立入許可を要する防衛施設における建設工事は、施工実績を国内工事に限る制度改正を行った。さらに重要な施設については、国内の公共工事実績に限ることとし、契約相手方の信頼性を確保することとしている。

（4）地元企業による受注機会の拡大

防衛省では、中小企業者に関する国等の契約の方針（毎年度閣議決定）を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進することとしている。防衛施設の建設工事については、地元企業による受注機会拡大のため、以下のような取組みを実施している。

①積極的な情報提供

地方防衛局等において、工事の発注見通しなどの情報を公表するとともに、建設工事に係る説明会を実施し、地元自治体・商工会議所等を通じて地元建設企業

に対する情報提供を積極的に実施している。

②分離・分割発注の促進

建設工事の発注に当たり、可能な限り建設業法に基づく工種ごとに分離するとともに、土木工事においては、発注規模を分割するなど、地元企業による受注機会の拡大を図っている。

③総合評価における地域評価型の適用

工事の品質確保のために必要かつ十分な競争性を確保した上で、地域に根ざし、地域の事情に精通する地元企業を活用することによって良質な資材および有能な労務者等が確保され、良質な施工につながると期待できる工事については、総合評価において、地域精通度および地域貢献度を加点する地域評価型を適用している。

（5）顕彰制度

防衛省の発注する建設工事で優れた結果を残した企業については、優秀工事等として各地方防衛局等において調達部長（防衛支局は支局長）が顕彰するほか、全国的に見て他の模範とするに相応しい建設工事等について、入札参加者の受注意欲を高め、建設工事の品質確保を図るため、大臣官房施設監が特別優秀工事等顕彰を行っている。これらの実績は、次の入札に参加する際、総合評価落札方式における企業の技術力として加点評価している。

なお、令和元年度は特別優秀工事等として、工事14件（19社）、業務2件（2社）が顕彰を受けた。

5. おわりに

冒頭で説明した通り、防衛省では多種多様な施設を整備しているが、一般の施設と比べて強靱であることなど抗たん性が求められる等の防衛施設としての特性がある一方で、他の建設工事と同様、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性もまた有する。

工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等への賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、建設生産を支える技術・技能の継承が困難になっているという深刻な状況下において

将来にわたる公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成および確保については、建設業の問題だけでなく、ひいては国の平和と安全を守る活動に支障をきたすことにもつながる重要な問題であると考えている。

発注者として、公共工事の手続きの透明性・公正性にも留意しつつ、安定的な施設整備を行ってまいりたいと考えている。

皆様の経験と技術力を、防衛施設の安定的な整備に生かして頂ければ幸いです。